

福岡都心地域都市再生緊急整備協議会会議運営要綱

(趣旨)

第一条 この要綱は、福岡都心地域都市再生緊急整備協議会規約（以下「規約」という。）第十四条第二項に基づき、福岡都心地域都市再生緊急整備協議会会議（以下「会議」という。）の運営の基本に関する事項を定めるものとする。

(会議結果の公表の基本方針)

第二条 規約第八条第五項に規定する公表については、会議終了後すみやかに会議資料、会議要旨に関して福岡市公式ウェブサイトへ掲載するものとする。

附 則

この要綱は、平成24年3月28日から施行する。